

編譯 『中國歷史文獻學史述要』 —— 宋代の金石學 ——

曾貽芬・崔文印 原著

山口謠司・石川薰・洲脇武志 編譯

中國の古代青銅器の形状・銘文、および中國古代の碑碣刻石について収集・著録・研究することを金石學と呼ぶ。この専門の學問は宋代に始まったが、これは歴史文獻學に對する宋人の重要な貢獻である。何故なら、金石學の創造は、歴史文獻學の領域を大きく切り開いたからである。更に史實の考證や史實の證明などの分野でも重要な價值を持っている。宋代以前にも、歷史上には、前人による金石文獻の研究に關する記載はある。例えば、漢の宣帝のとき張敞が美陽で入手した寶鼎について行った考論、北齊の顔之推が秦代の鐵稱權を用いて行った校書、唐人の韋應物と韓愈による石鼓の稱贊（その中には明らかに考訂の要素が含まれている）^{（補注）}は、いずれもこの分野の實例である。ただし、前人の成果は結局ほんのわずかであり、系統立っていないため、「學」と呼ぶことはできない。宋代になると大きく變わり、多くの學者が古代の青銅器・古代の碑碣刻石の収集に力を注いだばかりか、専門の研究著述を記したため、専門の學問として確立したのである。

著述の成果を見ると、宋人の金石研究は、ほぼ四つの流派に分けられる。一つ目は、歐陽修・趙明誠を代表とする著

録派で、古器物の存目と考訂を重視する。二つ目は、呂大臨・王黼を代表とする器形圖繪・款識模録派で、古器物の原形と文字の傳録を重視する。三つ目は、薛尚功・王球を代表とする録文派で、器物銘文の筆寫と考證・解釋を重視し、もはや器物の圖形には及んでいない。四つ目は、張掄・黃伯思らを代表とする考評派で、器物の效用や銘文の解説を重視する。ここではその類別順に略述したい。

一、『集古錄』・『金石錄』と『金石略』

『集古錄』は歐陽修が編纂・校訂したものである。歐陽修（字は永叔）は、中國北宋時期の著名な文學家・史學家であるだけでなく、著名な文獻學家でもある。彼は中國で最も早く古銅器・古碑刻などの文物を系統的に収集し、研究と著録を行った人物である。歐陽修の金石文獻の収集範圍は非常に廣く、「凡そ周漢以降の金石遺文・斷編殘簡、一切綴拾して、異同を研稽^①」し、「金石學上、大規模な収集を試みている^②」。歐陽修の文物収集における最大の特徴は、收集順に記録し、一定數まで収集したら、その記録を一巻にまとめていることである。このようにして仁宗の嘉祐八年には、彼は千卷以上も記録した。これが『集古錄』である。『集古錄』の収集は、確かに幅廣く、「上は周穆王より以來、下は秦漢隋唐五代に更び、外は四海九州、名山大川、窮崖絕谷、荒林破塚、神仙鬼物、詭怪の傳ふる所に至るまで、皆な有らざるは莫し^③」であった。

『集古錄』は、「其の得る所に隨ひて之を録し」、しかも「其の取ること多くして未だ已まず^④」であったため、ただ「卷帙の次第有るも時世の先後無し^⑤」という状態であった。これは容易に理解できることである。つまり、このような文物の収集作業に終わりが無い以上、當然、現存する文物を「時世の先後」によって配列すべきではない。何故なら、このよう

な「先後」は、新しく収集した文物によって簡単に破られるからである。歐陽修の「其の得る所に随ひて之を録す」という著述方式は、このような流れ作業的な記録形式を決定付けている。

『集古録』に収録される金石文字は、「以謂へらく失眞を轉寫し、故に其の石本軸に因りて之を藏す」⁵⁾、つまり、その収録されたものの大部分は直接寫し取られたものであり、さらに眞實味があり信用できる。

『集古録』は千巻以上もあるため、歴史的經驗から言えば、「聚多きも終に必ず散ず」⁶⁾であり、しかも「多」であるから、玉石混交するのはやむを得ない。そこで歐陽修は「乃ち其の大要を撮し、別に『録目』を爲り、因りて并せて夫の史傳に與して其の闕謬を正すべき者を載せて、以後學に傳ふ」⁷⁾とした。『集古録録目』二十巻は、主に「碑石の所在及び其の名氏歲月を列し」⁸⁾た、収録した古代分物の簡潔な著録である。「史傳に與して其の闕謬を正すべき者」とは、歐陽修が記した文物に關する『跋尾』である。十巻で四百篇ほどあり、歐陽修による金石考訂の功績が集中的に示されている。

『録目』と『跋尾』は、いずれも作者が息子の歐陽棐の協力によって最終的に編集し完成したものである。歐陽棐は『録目記』を記し、二書の編集の經緯を概述している。彼は次のように述べている。

『集古録』既に之を成すこと八年にして、家君棐に命じて曰く、吾前世の埋没缺落の文を集録するは、獨り世人無用の物を取りて之を藏する者にして、豈に徒だ嗜好の癖を出して以て耳目の玩と爲さんや。其れ得る所と爲るも亦た已に多し。故に嘗て其の説を序して之を刻す。又た、諸卷の尾に跋する者、二百九十六篇、序の所謂「史傳に與して其の闕謬を正すべき者」、已に粗ぼ備はれり。其の大要を撮り、別に目録を爲るが若きは、則ち吾未だ暇あらず、然れども以て缺きて備はざるべからざる也。……是に於て各おの其の書撰の人、事迹の始終、立つる所の時世を取りて之を著し、一十巻と爲し、以て『跋尾』の後に附す……⁹⁾

この『録目記』は熙寧二年に記されたが、そこには決定的な誤りが二箇所ある。一つ目は、歐陽修の『跋尾』は四百篇餘り現存しているが、『録目記』では「二百九十六篇」と述べている點、二つ目は、『録目』は二十卷あるが、『録目記』では「二十卷」と述べている點である。そのため、この『録目記』の信用性に疑いを抱く者もいる。實際の所、これらは恐らく刊刻の誤りで、「二百九十六」は「三百九十六」、「二十」は「二十」が正しいのであろう。校勘の立場から見れば、「二」は「一」を含むし、「一」は「二」を含むから、非常に誤りが生じやすい。この誤りには書寫に關する原因と刊刻に關する原因があり、ここから考えれば、これらの誤りから『録目記』の信用性を疑うのは根據のないことである。

『跋尾』は、歐陽修が金石やその文字を考訂する上で創始した特有の形式である。このような考訂の大部分は、考訂される金石やその文字の最後に記されているため、「跋尾」と呼ばれている。跋尾の文章は、通常あまり長くない。その内容を通觀すると、ほぼ以下の通りである。

①金石文字の來歴を説明し、原器の所在地や出土地點を示す。

例えば卷一「毛伯敦銘」の跋尾には、次のように記されている。

右毛伯古敦銘。嘉祐中、原父翰林侍讀學士を以て出でて永興軍路安撫使と爲る、其の治長安に在り。原父博學好古にして、古奇の器物を藏すること多く、能く古文の銘識を讀み、其の人の事蹟を考知す。而も長安は秦漢の故都にして、時時に發掘して得る所、原父悉く購ひて之を藏す。豫の方に古文を集録するを以て、故に毎に得る所有れば、必ず其の銘文を摹して見を以て遺る。此の敦原父其の蓋を扶風に得て此の銘有り……¹⁰⁾

原父とは劉敞のことである。彼も宋代金石學の創始者の一人であり、『先秦古器記』を撰して、自身が所藏する先秦の古器十一種を收録した。その型を描き、文を模寫して、石に刊刻したが、その影響は歐陽修には遠く及ばない。「跋尾」は、毛伯敦銘がその敦の蓋に刻されていること、その蓋を劉敞が扶風で入手したことを明記している。

また、同卷「終南古敦銘」の跋尾には、

右終南古敦銘。大理評事の蘇軾鳳翔府判官と爲り、古器を終南山の下に得。其の形制今の『三禮圖』の畫く所及び人家の藏する所の古敦と皆な同じからず。初め敦爲るを知る莫き也。蓋し其の銘に寶尊敦の文有りて、遂に以て敦と爲すのみ。¹⁹⁾

と記され、銘文の來歴や器物の入手場所を詳しく説明している。

②重要な銘文は原文を書き寫し、今人の釋文があればそれも収録し、その釋文に相違があればそれも記す。

『跋尾』は多くの重要な銘文を書き寫している。例えば、卷一「毛伯敦銘」・「龔伯彝銘」・「伯庶父敦銘」・「韓城鼎銘」などは、いずれも全文をそのまま記してから、今人の釋文を記し、釋文に相違があれば、それも収録している。例えば、『韓城鼎銘』の『跋尾』には、

右原甫既に鼎を韓城に得、餘に遺るに其の銘を以てす。而して太常博士の揚南仲能く古文篆籀を讀み、餘の爲に今文を以て之を寫すも、其の疑なる者を闕く。原甫長安に在りて得る所の古奇器物數十種、亦た自ら『先秦古器記』を爲す。原甫博學にして、通ぜざる所無く、餘の爲に其の銘を釋するに今文を以てするも、南仲と時に同じからざる有り、故に並びに二家の解する所を著し、以て博識の君子を俟つ。之を具ふること左の如し。²⁰⁾

とある。このような方法は、間違はなく、さらなる研究に便宜を提供している。同時に、異説に對する歐陽修の慎重な態度が表れている。

③年代を考證し、眞僞を辨證する。

例えば、卷一「張仲器銘」の跋尾では、その器を入手した經過を敘述してから、『詩』六月の卒章に曰く、『侯れ誰か。在る。張仲の孝友あるなり』と記して、歐陽修は「蓋し周の宣王の時の人也。今を距つこと實に千九百餘年なり……」²¹⁾

と結論を下している。

銘文や石刻に疑問がある場合、分析を行っている。卷一の「石鼓文」を例に挙げれば、歐陽修はその跋尾で、次のように述べている。

然れども其の疑ふべき者は三四あり。今世の有る所の漢桓靈の時の碑、往往にして尙ほ在りて、其の今を距つこと未だ千歳に及ばず、大書深刻なるも、磨滅する者十に猶ほ八九あり。此の鼓 太史公の『年表』を按ずるに、宣王の共和元年より今の嘉祐八年に至ること、實に千有九百一十四年、鼓文細にして刻淺ければ、理として豈に存するを得んや。此れ其の疑ふべき者の一也。其の字古にして法有り、其の言雅・頌と文を同じくして、詩・書の傳ふる所の外、三代文章、眞蹟在る者は惟だ此れのみ。然れども漢より已來、博古好奇の士皆な略して道はず、此れ其の疑ふべき者の二也。隋氏の藏書 最も多く、其の志の録する所 秦始皇の刻石・婆羅門外國書 皆な有るも、獨り石鼓無し、近きを遺し遠を録す、宜しく此の如くなるべからず、此れ其の疑ふべき者の三也……韋・韓の二君 何に據りて知り、文宣の鼓と爲すを知らざる也。¹⁶⁾

こうした疑問點は明らかに道理に合っている。しかし、歐陽修は最終的には韋應物と韓愈は「古を好みて妄ならざる者」（好古不安者）だと考え、そのため「姑く取りて以て信と爲すのみ」（姑取以爲信爾）としている。つまり、歐陽修はかなり躊躇いながらも、取り敢えず韋應物と韓愈の意見を取り入れていた。

④特徴を詳述し、價值を明確にする。

例えば、卷十「瘞鶴銘」の跋尾には、「右瘞鶴銘。題に華陽眞逸撰と云ふ。焦山の足に刻し、常に江水の没する所と爲り、事を好む者 水落の時に伺ひ、模して之を傳ふも、往往にして只だ其の數字を得て、「鶴壽不知其幾」と云ふのみ。世其の得難きを以て、尤も以て奇と爲す。惟だ餘の得る所の六百餘字、獨り多と爲す也……」¹⁶⁾とある。歐陽修が所藏

する「瘞鶴銘」は六百字以上あり、世間一般の「只だ其の數字を得」という字數よりかなり多い。これはまさしく彼が所藏する「瘞鶴銘」の特徴であり、その價値のありかである。

また、卷四「賈逵銘」の跋尾には、次のように記されている。

右魏賈逵碑。魏志逵傳に云ふ、「逵絳邑の長と爲る。賊の郭援の攻む所と爲り、絳人援と逵を害せざるを約して乃ち降る。而して援逵を以て將と爲さんと欲し、逵の叩頭を肯んぜざるを怒り、之を殺さんと欲す。絳人城を乘し呼びて曰く、要に負き我が賢君を殺せば、寧ろ俱に死せん。援之を義とし、遂に殺さず」と。又た按ずるに、裴松之注引魏略に云ふ、「援捕へて逵を得、拜を肯んぜざるを怒り、之を斬るを促す、諸將囚を壺關の土窖中に覆護し、守者の祝公道、其の械を釋きて之を逸す」と。魏志と同じからず。而して此の碑「但だ援の執る所と爲り、臨むに白刀を以てするも、屈せず」と云ふのみ、絳人の援と約せし事を載せず……古より碑碣は功德を稱述し、常に過實を患ふ、逵と絳人の德義俱に隆するが如きは、碑應に略して著さざるべからず。頗る陳壽傳を作るに奇を好みて得る所は實に非ざるを疑ふ也。松之又た魏書に注して、逵年五十五とするも、碑に五十有四と云ふ、亦た當に碑を以て正と爲すべし。⁶⁶⁾

これは、「賈逵碑」の考史の價値を強調している。

⑤ 存疑を行う。

すぐにはわからない問題について、歐陽修は後人を待つと明確に記している。例えば、卷二「後漢老子銘」の跋尾には、「按ずるに、桓帝本紀に云ふ、「延熹八年正月、中常侍左悺之を苦縣に遣はし、老子を祠らしむ。十一月に至り、又た中常侍管霸を遣はし之を祠らしむ」と。而るに此の碑に云ふ、「八月、夢に老子に見えて之を祠る」と。世に碑銘は蔡邕の作と言ふも、今邕の集を検するに此の文無し、皆な知るべからざる也」とある。⁶⁷⁾

また、卷四「魏受禪碑」の跋尾には、「世傳へて梁鵠の書と爲すも、顔真卿 又た以て鐘繇の書爲と爲す、孰れか是なるを知る莫し」とあり、疑問点を明確に指摘している。

すでに述べた通り、金石文獻を考訂・著録する「跋尾」という特殊な形式は、歐陽修が創始したものである。しかも、このような形式は、後人に踏襲され續けており、その影響は自明のものである。

歐陽修の『集古録』と『録目』、特に『集古録跋尾』は、金石文獻を著録・考訂した創始的な著述であり、金石學の創立・發展の基礎を固めた。

歐陽修の後では、趙明誠の『金石録』の影響が比較的大きい。趙明誠は、字を德父といい、密州諸城（現在の山東省諸城）の人である。彼は「餘少小より、喜びて當世の學士大夫に従ひ前代の金石刻詞を訪問し、以て異聞を廣む。後に歐陽文忠公『集古録』を得、讀みて之を賢とし、以爲へらく「訛謬を是正し、功後學に有ること甚だ大なり。惜むらくは其れ尙ほ漏落有り、又た歲月先後の次無し」と。廣めて書を成さんと欲せんと思ひ、以て學者に傳ふ」と述べている。ここでは、次の二點に注目する必要がある。第一に、趙明誠は歐陽修の『集古録』に敬服し、その書は「功後學に有ること甚だ大なり」と考えている點。第二に、趙明誠は歐氏の書にもやはり不足と缺點があると考えたため、「廣めて書を成さんと欲せんと思ひ」、そうして『金石録』を撰述した點である。

『金石録』三十卷は、歐陽修の『集古録目』と跋尾の二つの形式を用いており、前の十卷は目錄で、後の二十卷は跋尾である。ただし、趙明誠はただ前人を受け繼いだけではなく、更に稱贊すべきことに、先人の著述の不十分な點を改善している。前述した通り、歐陽修『集古録』は文物を収集するたびに記録しており、書物全體には卷帙の順序があるだけで時代の前後はない。趙明誠『金石録』はこのような流れ作業的記録を改め、収録文物を時代の前後に従って配列している。『金石録』前半の十卷「目錄」を例に挙げれば、卷一は三代・秦・漢、卷二は漢・魏・吳・晉・僞漢・僞

趙・東魏・梁、卷三は後魏・梁・北齊・後周・隋・唐、卷四から卷九は全て唐、卷十は唐・五代・宋となっており、時代の順序は非常にはっきりしている。『金石錄』の目録部分は、書物全體に著録している金石文獻、「第一古器物銘一」から「第二千日本國詔」までに番號をつけている。その著録書式は、基本的に「一番號」、「二文物の名稱」、「三年月」という形式である。例えば、卷一には次のように記されている。

第五十 漢鱗鳳贊并記 永建元年七月

第五十一 漢國三老袁君碑 永建六年二月

文物の時代の順序を追究するこのような著録方式は、間違はなく『金石錄』の學術性を高めている。実用的な方面から言えば、檢索に便利であり、かなり優れた著録方式である。

『金石錄』後半の二十卷は、五百二篇の跋尾である。こうした跋尾の基本様式は、歐陽修『集古錄跋尾』とほぼ同じである。ただ、趙明誠が著録する前に、すでに『集古錄』や『考古圖』といった金石関連の著述があるため、趙明誠の跋尾には、前人の著述、特に歐陽修の著述に反論する内容が多い。例えば、『金石錄』卷十一の「簠銘」（注：歐陽修『集古錄跋尾』卷一の「張仲器銘」）の趙氏の跋尾には、次のように記されている。

右簠銘。本兩器にして、底・蓋に皆銘有り、文悉く同じ。其の一は原父以て歐陽公に遺る。案ずるに『集古錄』は中の上の一字を以て張字と爲し、『詩』六月篇の「侯誰在矣、張仲孝友」を引きて、曰く、「此れ周の宣王の時の張仲器也」と。呂大臨『考古圖』は「偏傍を以て之を推し、其の字巨に従ふも長に従はず、隸字を以て之を釋し、當に鉅と爲すべし」と。鉅字 玉篇に見ゆると雖も、然れども古文と隸書とは合せざること多く、未だ果して是否を知らず。²⁰⁾

ここでは、趙明誠は、その銘文の一字に對する呂大臨の異説を引用して、歐陽修の判斷に疑問を發している。趙氏は

問題を提出しただけで、肯定か否定か答えていないが、その意義は言うまでもない。

また、卷十四「漢敦煌長史武斑碑」の跋尾には、次のように記されている。

右漢敦煌長史武斑碑。歐陽公『集古錄』に云ふ、「漢斑碑、蓋其の字畫殘滅し、復た文を成さず、其の氏族・官閥・卒葬皆な見るべからず、其の見るべき者は君の諱の斑のみ」と。今餘家の藏する所の本を以て之を考ふるに、文字漫滅すると雖も、然れども猶は歴史として辨ずべし。其の額題に云ふ、「漢の故敦煌長史武君の碑」と。其の姓武にして官は敦煌長史爲るを知る也。碑に云ふ、「君諱は斑、字は宣張。昔殷王武丁、克く鬼方を伐ち、元功章炳にして、勳は王府に藏され、官族析分し、因りて以て氏と爲す」と。其の名字と氏族の出づる所を知る也。又た云ふ、「永嘉元年卒す」と。其の卒の年月を知る也。²²

趙明誠が所藏するこの碑の拓本は、明らかに歐陽修所藏の拓本よりもはるかに優れている。したがって、歐陽修が「見るべからず」と述べたものについて、趙氏の藏本では漫滅していたが、ほぼ「歴史として辨ずべし」だったので、歐陽修の不適切な見解を修正している。

趙明誠は金石文物を利用して古籍の記載の誤りや是非を考訂することに秀でてゐる。例えば、卷十三「爵銘」の跋尾には、「右爵銘。大觀中、漣の昌樂丹水岸圯に、此の爵及び一觚を得。案するに『考工記』に、「爵は、一升。觚は、三升。獻するに爵を以てして酬するに觚を以てし、一獻にして三酬すれば、則ち一豆なり」と。而れども漢儒皆な以爲へらく「爵は一升、觚は二升」と。今此の二器同じく出で、觚を以て之を量るに、三爵を容るるに適ひ、『考工記』と合す。此を以て古器獨り翫好爲るのみならず、又た以て經義の疑を決すべきを知る也」とある。²³ここでは、趙明誠は實物を用いて檢證を行い、『考工記』の記載が正しく、漢儒の見解が間違っていることを證明している。

また、卷二十五「唐褚亮碑」の跋尾には、「右唐褚亮碑。『唐書』に云ふ、「亮、杭州錢塘の人なり」と。而れども碑

に云ふ、「晉南遷して、丹陽に家す」と。按ずるに『元和姓纂』自ら錢唐褚氏有るも、亮の族系と同じからず。唐史蓋し之を失す⁽²⁸⁾とある。このように金石を用いて古籍の記載の誤りを證明するという跋尾は決して少なくない。これは『金石錄』の特徴の一つと言える。

『金石錄』の跋尾は、引證が豊富で、古籍の引用文を大量に保存している。こうした引用文は、今日において、少なくとも次の二点において意義がある。第一に、引用書が散逸した場合、その引用文は輯逸において價值を持つ。例えば、『元和姓纂』數十條の引用には、このような價值がある。第二に、引用書が今日も流傳する場合、その引用文は校勘において價值を持つ。例えば、卷十四「漢國三老袁君碑」は、『新唐書』宰相世系表の「袁生の玄孫幹 貴鄉侯に封ぜらる。八世孫の良、二子あり、昌・璋なり。昌は成武令にして、安を生む。璋は滂を生む」(袁生玄孫幹封貴鄉侯。八世孫良、二子、昌・璋。昌成武令、生安。璋生滂)を引用している。中華書局點校本の『新唐書』卷七十四下「宰相世系四下 袁氏世系表」には、「九世孫の袁生 玄を生む。孫の幹、貴鄉侯に封ぜらる……」(九世孫袁生 玄。孫幹、封貴鄉侯……)とある。つまり、趙明誠が引用した『新唐書』宰相世系表では、袁幹は袁生の玄孫である。ところが點校本は勝手に「袁玄」を作り、しかも袁幹を袁生の孫と述べており、史實とかけ離れてしまっている。趙明誠は跋尾で「碑に云ふ、「幹は、袁生の曾孫なり」と。而れども唐史は以て玄孫と爲す」(碑云、幹、袁生之曾孫。而唐史以爲玄孫)と述べている。ここから、趙氏が目にした『新唐書』の「袁生」の下には、まだ「生」という衍字がないこと、「碑」と比べると、「玄孫」・「曾孫」という違いはあるが、相違はまだ大きくないことがわかる。依然として誤りの經緯をたどることができる。これらは、いずれも『金石錄』の價值の所在を示している。

『金石錄』は、趙明誠の死後、妻の李清照が最終的に整理して完成した。李清照が記した『金石錄』後序を見ると、『金石錄』が紹興二(一一三二)年八月に完成したことがわかる。

金石著録の分野で取り上げる價值があるのは、鄭樵『通志』二十略の中の「金石略」である。『通志』とは通史であり、その「略」は史書の中の「志」に相當する。鄭樵は、「今の方冊の傳ふる所の者、已に數千萬傳を經るの後にして、其の親承の道を去ること遠し。惟だ金石有り、不朽を垂る所以にして、今列して略を爲る。式瞻の道猶ほ存するに庶幾からん」と考えている。鄭樵の著録は比較的簡單で、吉金について名を記すだけで、銘文については觸れず、ただ最後に「右三代の款識 博古圖等に見ゆ」（右三代之款識見於博古圖等）という一句でまとめてゐる。鄭樵「金石略」は、碑碣を時代順に、秦・漢・三國などと分け、簡單に説明を加え、碑の場所や時代などを記載している。現代の朱劍心氏はその著作『金石學』の「通論」で、「金石略」を批判し、「鄭樵著『通志』金石略は、目のみを著録し、跋がない。しかも、著録されている鐘鼎や碑碣は、『考古』・『博古』の二圖、『集古』・『金石』の二録を用いて調べると、七、八割脱落している。まだ精博ではないと言える」と述べている。ただし、鄭樵が「金石略」を創設した意義は、それ自體の精博さにあるのではなく、金石學の創始にある。鄭樵による十分な重視は、彼の遠見卓識を體現している。

二、『考古圖』・『博古圖』など

呂大臨『考古圖』十卷と王黼『宣和博古圖』三十卷は、宋の金石研究において、圖形と銘文を重視した一派のうち、かなりの影響力があつた書物である。

『考古圖』は、北宋の哲宗の元祐七（一〇九二）年、「紀す所 御府より外、凡そ三十六家の藏する所の古器物」で、そのうちの古銅器二百十一件、玉器十三件は、「皆な圖して之を録す」といふ。

『考古圖』は、各古器を著録するとき、以下の書式にしたがっている。

①まず、器物名、收藏者の姓氏、その器物の異稱を記す。例えば、卷一「晉姜鼎」の下には「集古は臨校劉氏韓城鼎に作る」（集古作臨校劉氏韓城鼎）という注釋がある。

②器物の圖は、紋様をはっきりと、細工を細かく描く。

③原銘文を模寫し、原銘文の異本を模寫し、一緒に收録する。上述した「晉姜鼎」の銘文には、さらに『集古録』がもともと模寫した銘文も記されている。

④原銘文の釋文を行う。通常、原銘文を上記し、釋文を下に記す。釋文に異說がある場合、全て記録する。例えば、「晉姜鼎」の銘文の釋文は、「劉原父釋」と「太常博士豫章楊南仲釋」の二つの釋文を記している。

⑤器物について総合的に説明し、器物の來歴と原器の尺寸の大小などを説明する。上述した「晉姜鼎」について、「右韓城に得。徑尺七寸四分有リ、高尺二寸半有リ、深さは七寸六分、容は四斗二升、銘は百有二十一字」（右得於韓城。徑尺有七寸四分、高尺有二寸半、深七寸六分、容四斗二升、銘百有二十一字）という総合的な説明がある。

⑥説明してから按語を加える場合もある。器物を考證したり、ほかの説明を加えたりする。例えば、卷二「庚甗」には、「右京師に得。高さは六寸有半、深さは五寸、徑は五寸、容は二升一合、銘は六字」（右得於京師。高六寸有半、深五寸、徑五寸、容二升一合、銘六字）という説明があり、さらに「按ずるに古甗は皆な下 鬲に連なるも、此の器殊に小にして、未だ用ふる所を知らず、銘文惟だ辨字のみにして、餘 訓釋すべからず」（按古甗皆下連鬲、此器殊小、未知所用、銘文惟辨字、餘不可訓釋）という按語がある。

呂大臨による器物の著録は、きわめて謹嚴である。器物の入手場所・尺寸、さらには圖面について、あれば著録し、なければ缺如を記す。例えば、卷二「四足鬲」は、「右從得する所を知らず」（右不知所從得）と明記している。また、同卷の「鬲甗」には、「右從得する所及び度量皆な未だ攷せず、銘識無し」（右所從得及度量皆未攷、無銘識）とある。

卷二の「叔殷殺鬲」には、「様闕」とあり、圖がない。これらは、編著者の謹嚴かつ眞剣な態度を表している。『四庫總目』は、『考古圖』は「體例謹嚴にして、疑有れば則ち闕く」（體例謹嚴、有疑則闕）と記し、また、胡安國が『春秋』の「成周宣榭火」に注釋を付ける際、『考古圖』の「邢敦」を引用して經文の解釋していることを例として引用して、『考古圖』は「其の説の據るべし」（其説之可據）と稱している。いずれも適切な評價である。

ついでに、『考古圖』と關連している二書に觸れておこう。一つは、無名氏の『續考古圖』五卷、もう一つは『考古圖釋文』一巻である。

『續考古圖』は、古器物百點を収録している。その形式は、ほぼ『考古圖』に倣い、名稱・器物の圖・銘文と文字の説明がある。ただし、兩者を對比すると、後者は前者に及ばない。それは主に次の數點に表れている。①『考古圖』は、まず、器物名と收藏者の姓氏を記す。しかし、『續考古圖』は器物名のみ記し、收藏者の姓氏を記していない。②『考古圖』は原銘文を模寫して釋文を作る。しかし、『續考古圖』には釋文がない。特筆すべき點は、『續考古圖』の體裁は未熟で、明らかに隨意性があることである。名稱が缺けている器物や、もともと銘文があるのに模寫されていない器物もある。例えば、卷二の「瓦鼎」と「熊足槃」の間には、三足鼎が一つ収録されているが、その名稱は記されず、その説明には、その鼎は「李元君（辛）の得る所にして二字を内篆口に刻す」（李元君（辛）所得刻二字於内篆口）とあるが、その文章の模寫はない。これは『續考古圖』が適當に作られたことを證明しており、『考古圖』と同列に論じることはできない。

『考古圖釋文』一巻は、『廣韻』の四聲に従って配列されている。『考古圖』の文字、および同一文字の異なる書き方を一つ一つ書き出し、どの書き方がどの器物に見えるか明記している。例えば、文部の「文」という字について、「孔文父鼎」・「晉鼎」・「商癸彝」・「師餘彝」の四つの異なる書き方が記されている。その釋文の形式は、「凡そ説文と同じき

者は、訓するに隸字を以てし、反切を加ふるに及ぶ。其の同じからざる者は、略するに類例を以てして文義は下に解す。従ふ所の部居りて別つべくも音讀に傳無き者は、各おの部する所に随ひて之を收め、以て考證を備ふ」といふ。これは、中國の金石文字に關する最初の工具書である。『考古圖釋文』の作者は、一般的に呂大臨と考えられているが、翁方綱が張九成であることを證明している。翁方綱の説は正しいため、ここでは贅言しない。

『宣和博古圖』は、正式名稱を『重修宣和博古圖』という。蔡條は、『鐵圍山叢談』卷四で、「元豐の後、又た文士李公麟者なる有りて出づ。公麟、字は伯時、實に畫を善くし、性は古を希めば、則ち又た平生の得る所暨び其の聞睹する者を取りて、圖狀を作爲し、其の所以を説きて、之に名づけて考古圖と曰ふ……大觀の初めに及び、乃ち公麟の考古に倣ひ、宣和殿博古圖を作る」と述べている。そのため、「重修」と稱されている。『博古圖』三十卷は、二十類に分かれ、北宋の大内宣和殿收藏の古器物八百三十九點を収録している。各類に總説があり、各器物に圖がある。大體においてその銘文を模寫し、さらに釋文と説明がある。説明の目的は、原器物の尺寸を述べることにあり、更に考訂も行っている。例えば、卷十の「周樂司徒卣」には、「右高さ九寸、深さ八寸九分、口徑長さ三寸八分、闊さ三寸八分、腹徑長さ七寸五分、闊さ六寸、容は七升八合、重さ五斤有半、銘は二十有二字」という説明があり、「樂司徒卣」の主な尺寸・容量をほぼはつきり述べている。續けて考訂を行い、「『周官』に天地四時の職有り、是を六卿と爲す。惟だ大司徒實に地事を掌り、樂大司徒と曰ふ。則ち樂は姓氏也……」と述べている。いずれも根據があると言える。考證した器物がかなり多く、しかも多くの人の手から成るため、考訂に手落ちがあるのはやむを得ない。すでに南宋のとき、洪邁がその著作『容齋隨筆』卷十四「博古圖」條において、「父癸卣の銘に爵方父癸と曰ふ。則ち之が爲に説きて曰く、周の君臣、其れ癸號有る者は、惟だ齊の四世に癸公有り、癸公の子は哀公と曰ふ。然らば則ち是の器を作るや、其れ哀公の時に在らんか。故に銘に父癸と曰ふ者は此れ也」と記し、續けて洪邁は「夫れ十千を以て號と爲す、父甲・父丁・父

癸と稱するの類に及びては、夏商皆な然り、編圖者固より之を知る。獨り此の器に於いて表して周の物と爲し、且つ以て癸公の子と爲し其の父と稱すは、其れ笑ふべきの一也」と反駁している。これは確かに『博古圖』の考訂の手落ちである。『博古圖』は歴史の基本的知識に背き、牽強附會の泥沼に陥っている。

『博古圖』の考訂には、ほかにも矛盾する部分がある。洪邁は、「周義母匱の銘に仲姑義母作と曰ふ。則ち之が爲に説きて曰く、「晉の文公の杜祁媾姑に譲りて己之に次す、趙孟云ふ、「母子の貴きを義とす」と、正に杜祁と謂へば、則ち所謂仲姑とは、自らの名也。義母とは、襄公杜祁を謂ふ也」と述べている。續けて洪邁は「夫れ周世媾姓の女多し、安んぞ此れ媾姑爲るを知らん。杜祁は但だ之に譲りて上に在り。豈に便ち母爲るべけんや。既に仲姑は自のな名なりと言ひ、又た以て襄公の杜祁の爲に作る所と爲す。然らば則ち誰の物爲るか」と例を擧げて述べて、適確に『博古圖』の考訂の手落ちを指摘している。

『四庫總目』は、「其の書、考證は疏と雖も、而れども形模未だ失せず。音釋は謬と雖も、而れども字畫具さに存す。讀者尙ほ其の繪く所に因りて以て三代鼎彝の製を識るべく、款識の文、重を以て之が核訂を爲す。當時の哀集の功も亦た没すべからず」と記している。考えてみてほしい、當時もしこうした器物の圖形が描かれず、その銘文が模寫されなかつたなら、後世においてこうした器物の形狀を知りたいと思つても、全く難しいだろう。つまり、『考古圖』・『博古圖』といった書物の價值は、その考證の完璧さにあるのではなく、かなり客觀的に大量の原始資料を保存し、後世の研究に便宜を提供している點にある。特筆すべき點は、さまざまな要因により、原始器物を全て保存することは不可能だが、すぐに繪圖・模寫を行えば、こうした文物資料を保存することができ、文物の散逸と同時に消失することがないことである。これは、金石著述の功勞であり、十分に肯定すべき點である。

『博古圖』の編者である王黼は、北宋末年の有名な佞臣であり、欽宗のとき死を賜り、「盜の殺す所と爲ると託言す」

という。晁公武『郡齋讀書志』は、『博古圖』の編者は王楚であると稱している。恐らく王黼の悪名を避けたのであり、傳刻の誤りとは限らない。

三、「歷代鐘鼎彝器款識」・「嘯堂集古錄」

『款識』などは、原器の銘文だけを模寫して考釋を行い、もはや原器の形状を圖繪していない。後世に廣く用いられた新しい金文の著述形式を代表している。

『歷代鐘鼎彝器款識』は、『歷代鐘鼎彝器款識法帖』とも言い、計二十卷ある。撰者の薛尚功（字は用敏）は、紹興年間、通直郎檢定江軍節度判官として政務を司っていた。そのほかの事績は不詳である。『歷代鐘鼎彝器款識』は、五百十一點の古器物の銘文を収録している。商器と周器が主で、前者は二百九點、後者は二百五十三點ある。このほか、夏代の古器物といわれる銘文二點、秦代の器物五點、漢代の器物四十二點がある。

薛氏が収録する器物の銘文は、主に呂大臨『考古圖』と王黼『宣和博古圖』から取っている。ほかの百點以上の器物は、それ以外の関連書籍から取っている。薛氏の『歷代鐘鼎彝器款識法帖』は、呂大臨と王黼の書を主として、他書にも及び、廣く資料を収集して作られていると言える。

薛氏は古器の銘文を著録するとき、通常は銘文の來歴を説明し、さらに釋文と考訂的説明がある。例えば、卷一では、「商器款識」を次のように著録している。

商鐘一 出淮陽石本

商鐘二 出『古器物銘』

商鐘三 出『博古錄』

その考訂的文章には、「以上三種の銘の識音並びに同じ、皆な細紫金を篆と爲す。『博古錄』に云ふ、「惟正月仲春吉日とは、蓋し正月の吉、適たま仲春の節を得、故に其の時を謹みて之を言ふ、猶ほ「漢麟鳳銘」に秋十月と言ふがごとき也」と。然るに以て愚之を攷ふるに、當に是れ王春なるべし、必ずしも讀みて仲と作さず」とあり、『博古錄』の釋文に異説を唱えている。原器の字形から言えば、薛氏の説に道理がないわけではない。

薛氏による古器物の考訂も先人とらわれていない。例えば、卷二「己酉戊命彝」は、「右銘三十有七字。博古錄以て周器と爲す。然るに銘文全く商の兄癸卣に類せば、殆ど一時の器也。姑く商彝の末に列す……」と考訂している。『歷代鐘鼎彝器款識』卷三「兄癸卣」の銘文と對照すると、兩者の文章は確かに似ていることがわかる。例えば、「兄癸卣」の銘文には、「惟王九祀世昌」という句があり、「己酉戊命彝」は、「惟王十祀世昌」に作り、わずか一字の違いである。したがって、薛氏がそれを商器であると斷定したことには、明らかに一定の道理がある。

『歷代鐘鼎彝器款識法帖』には、もう繪圖はなく、銘文の模寫と考訂を専門に行っている。そのため、銘文の収集はより廣くなり、考訂にも新意が見られるので、從來、金石の研究者に重視されていた。

『歷代鐘鼎彝器款識法帖』と性質が類似している金石の著述のうち、重要なものには、王恂の『嘯堂集古錄』がある。『嘯堂集古錄』二卷は、三百四十五點の古器物の銘文を収録している。銘文の著録はわずか二つの部分からなる。一つ目は、原器の銘文の模寫であり、どの器から出ているか明記している。二つ目は釋文である。つまり、『嘯堂集古錄』には考證がない。書前に李邴が記した序があり、序には、作者の王恂は「幼より今に至るまで、一器の款識を得る毎に、必ず本を模して之を篋に投じ、積むこと三十餘年、凡そ數篋を得……」（自幼至今、每得一器款識、必模本而投之篋、積三十餘年、凡得數篋……）とある。ここから、『嘯堂集古錄』に集録されている銘文は、決して一つの方法によるも

のではなく、多くの手段で幅広く収集されていることがわかる。したがって、『嘯堂集古録』は、書物自体に価値がある。例えば、商の「横戈父癸鼎」について、『宣和博古圖』巻一も著録しているが、「闕銘録」と記している。しかし、『嘯堂集古録』は、原銘文と釋文を記している。釋文も先人と全てが同じわけではない。周の「父己鼎」を例に挙げれば、銘文の中の「鼎」（『博古圖』巻二に見える）について、『嘯堂集古録』は「般」に作っている。また、『博古圖』によれば、この銘文の末字は「鬲」だが、『嘯堂集古録』は、「〇」と記して缺如を示している。いずれも参考にする価値がある。

李邴の序によれば、『嘯堂集古録』は編次を終えたと公言している。しかし、作者は「他日再び古文奇字を獲れば、即ち卷末に續ぐ」（他日再獲古文奇字、即續于卷末）と示している。したがって、卷末の「楚鐘」・「大夫始鼎」・「叔夜鼎」・「京叔彝」・「周文王命瘞鼎」などに注記してある「識闕」は、「卷末に續ぐ」銘文であることを示している。恐らく作者は、更なる作業を行う前に世を去ったのであろう。そのため、『嘯堂集古録』が龍頭蛇尾であることは明らかである。

四、『紹興内府古器評』と『東觀餘論』

『紹興内府古器評』二巻は、張掄撰である。南宋の内府百九十五點の古器を考評しており、そのうち五十點は、すでに『宣和博古圖』に見える。清の四庫館臣は、一部の器物の考評は「皆な即ち『博古圖』の文にして、割剥點竄し、詞義往往にして通ぜず」と考え、その書は「明代の妄人『博古圖』を剽して偽作すること更に義を疑ふこと無し」と述べている。そのため、『紹興内府古器評』を單に『四庫』存目類に入れて³⁶⁾いる。

著名な學者である容庚氏は、その著作『紹興内府古器評述評』で、「この書の多くが『博古』をそのまま踏襲していることは隠し立てする必要もない」と述べている。しかし、四庫館臣が「周文王鼎」以下五十器の考評は全て『博古圖』を「割剥點竄」すと述べている點は、實際の状況と一致してはいない。「商立戈鼎」を例に挙げれば、『古器評』は「戈に傷物の意有り。商人器を作るに此の象を著すこと多し、或いは之を立て、或いは之を横にす。皆な戒に存する所以也」（戈有傷物之意。商人作器多著此象、或立之、或横之。皆所以存乎戒也）と述べている。これは、『博古圖』の文章とは全く關係がない。何故なら、『博古圖』はその器の高さ・幅・容量を紹介するだけで、ほかには觸れていないからである。また、卷下「周節鼎」について、「鼎は烹飪の器、銘の節とは、豈に飲食の戒を示すに非ざらんや」（鼎烹飪之器、銘之節者、豈非示飲食之戒乎）と考評している。しかし、『博古圖』卷三には「銘一字に節と曰ふ、未だ其の誰爲るかを詳かにせず、其の名なるを疑ふ也」（銘一字曰節、未詳其爲誰、疑其名也）とある。兩者の見解は全く異なるため、四庫館臣の見方は明らかに偏っており、取るに足らない。

『古器評』の形式は、まず古器物名を記し、古器物に銘文があれば、銘文の字數を明記しているが、銘文は轉寫しない。しかし、文字の考評は、たいてい器物の銘文に及んでおり、これでは、もし、『博古圖』や『考古圖』などの他書を参考にしなければ、その器物の銘文がわからず、こうした文字の考評を理解することは難しい。これは、『古器評』の形式上の大きな缺點である。しかも、『古器評』のさまざまな古器の考評には、厳格な分類がない。例えば、卷一は「章婦康鬲」から始まり、續けて「周文王鼎」があり、三番目に漢の「鳧尊」がある。まるで手当たり次第に記録し、分類と必要な配列をしないままであり、厳格な著述形式が缺けている。これも『古器評』の缺點である。

同類の著作の中で、黃伯思の『東觀餘論』は、誰もが認める優秀な作品である。黃伯思は、字を長睿といい、福建の邵武の人で、北宋の政和年間に祕書郎を務めた。『東觀餘論』は、彼の死後、息子の黃訥が編集した。『法帖刊誤』二卷

および金石・法帖の考察に關する論・說・序跋二百篇以上を含んでいる。記載によれば、『東觀餘論』は、十卷本・三卷本・不分卷本などがある。現存する『東觀餘論』は、上下二卷に分かれており、上卷は『法帖刊誤』および主に古器の銘文を考論した文章、下卷は主に各種の跋文である（少量の序文を含む）。

『法帖刊誤』の法帖とは、『淳化閣帖』のことである。「刊誤」とは、米芾による諸帖の評定の誤りを訂正することである。周南の王玠（晉玉）は、『法帖刊誤』に跋語を記しており、そこには、「長春頃洛に官たりて、因りて之に従ひて遊ぶを得。嘗て吾が家の藏する所の内府帖を閲し、且つ米老の跋尾を以て之を辨じ、其の疎略を惜みて、逐に此の書を著す」とある。まさしく王玠が跋に記した通り、『法帖刊誤』は「議論精確にして、悉く證據有り」である。例えば、『淳化閣帖』は、「歷代帝王法帖」から始まり、そこには漢の章帝・晉の元帝・晉の武帝・齊の高帝・梁の武帝・梁の高帝・簡文帝などの法帖がある。米芾は跋において「右七帖、竝びに一人手もて寫さる。僞帖なり。晉武帝は當に是れ孝武なるべし、梁高は當に是れ齊高なるべし」（右七帖、竝一人手寫。僞帖。晉武帝當是孝武、梁高當是齊高）と述べている。黃氏は『刊誤』において「米云ふ、「晉武書當に是れ孝武書なるべし」と、非也。僕按ずるに、「省啓帖」と『後護王帖』とは、疑錄に在ると雖も、一家の書に非ざるに似る。續帖中の『炎報帖』、頗る此の書法と同じ。炎は、晉武の名にして、孝武に非ざる也」と述べ、さらに、「米云ふ、梁高當に是れ齊高なるべしと、非也。此の帖末に蕭衍と云ふ、正に梁武の名なり。梁武の廟號は高祖、此の書目誤りて祖を以て帝と爲すのみ」と述べている。こうした訂正は、理屈にかなっている。

古器の考訂についても見識がある。例えば、「周舉鼎」にはただ「舉」という銘文が一字だけある。『博古圖』卷三には、「……杜黃洗ひて觶を揚げ以て平公を規め、因りて之を杜舉と謂ふが若ければ、則ち又た獻酬の制を見ず、此の銘の一字に舉と曰ふ、義是に在ること有るか」と説明している。つまり、この「舉」は、「舉起」（上げる）の「舉」であ

るといふ。しかし、黄伯思は、「今此の鼎も亦た銘するに擧を以てす、而れども但だ一字のみ、又た擧の獻酬の器を以てすべきに非ざれば、則ち此の所謂擧は乃ち人名也」と述べ、續けて、次のように考證を行つてゐる。「載籍を以て之を考ふるに、宋の僖公の名は擧、楚に大夫伍擧有り、下蔡に史擧有り、燕に唐擧有り。皆な周人と雖も、然れども史擧賤なるも監門と爲り、唐擧微なるも相と爲るは、又た皆な周末の人なり、而れども此の鼎乃ち晩周の器に非ず、今其の銘款を驗するに、若し宋の僖公擧に非ざれば、則ち伍擧也。僖公は微子の後、周の始めに終はる。伍擧は莊共の大夫にして、楚の聞臣爲れば、宜しく其れ制作して永に傳へて亡びざるべし……」⁽⁴⁾ この論理の糸口は非常に明確で、合理的である。①鼎は、獻酬の器ではないため、その銘文の「擧」という字は人名であると確定する。②史籍の記載によれば、周代に、擧という名の者は四人いる。③史擧賤、唐擧微は周末の人で、この鼎は「晩周の器に非ず」であるため、この二人が鼎を作つた可能性を排除する。④宋の僖公擧と伍擧は高官であり、鼎を作り「永に傳へて亡びず」という條件に合う。黄氏は、結局この「擧」は、宋の僖公擧か伍擧か確定できていないが、銘文が簡單という制約を受けながら、ここまで考證したことは、高く評價すべきである。

黄伯思『東觀餘論』のほかの考訂的文章も、きわめて價值が高い。例えば、卷下「論靈臺碑」について、歐陽修『集古録』は、『史記』・『漢書』地理志・『水經』などは堯の母親の埋葬地を記載していないと考へてゐる。しかし、黄伯思は、『後漢書』章帝紀の注に引用されている『述征記』を引き、「成陽縣の東南に堯母慶都の墓有り、上に祠廟有り」と記載してゐる。さらに、「今成陽城の西二里に堯陵有り、陵の南一里に堯母慶都陵有り、城に於いて西南爲り、稱して靈臺と曰ふ」という『水經注』の記載を引用してゐる。しかも、「靈臺碑」は、「堯母 茲に葬らるるも、人に知れざらんと欲して、名づけて靈臺と曰ふ」と明確に記載してゐる。こうして、堯の母親の埋葬地は、誰の目にも明らかにになり、『集古録』の間違った説に反芻してゐる。黄氏の考訂的文章は、ほぼこの形式を用い、力量が見えてゐる。同時代

の樓鑰は、「餘 此の書を觀るに、辨析隱奧にして、上下千古、皆な前賢の未だ發せざる所にして、後人の及び難き所なり」と述べている。多少、譽めすぎの嫌いはあるものの、精博さについて言えば、ほぼ實際の情況と合致している。

五、「隸釋」と「隸續」

洪適の『隸釋』と『隸續』は、宋代の金石關連文獻のうち、新生面を切り開いた著作である。この二書は、いずれも、資料と研究の成果のつばであり、資料性に富んだ研究著述である。

洪適は、漢魏の碑刻研究に専念し、長期にわたって關連資料を収集した。この二書は、彼のこの分野における収集・研究の結晶である。『隸釋』二十七卷のうち、前十九卷は、漢魏の碑碣百八十九種（目録によれば百八十三種が正しい）を集めている。全て楷書で記し（闕文の部分は闕字數を明記）、考證・解釋を行う。考證・解釋は、史實を説明し、さらに文字、特に碑刻に用いられている異體字も説明している。つまり、いわゆる「既に其の字に法り之が韻を爲し、復た其の字を辨じて之が釋を爲し、隸を學ぶ者をして書を藉きて以て碑を讀ましめば、則ち歴史として自在り……」である。間違はなく『隸釋』は、この點を實行している。卷十二「太尉楊震碑」を例に挙げれば、本文に「（缺三字）字伯起、（缺二十字）氏焉……」とあり、文字の缺損情況を明記している。碑文の後に、「右 漢故太尉楊公神道碑銘。篆額。楊公、名は震、洪農華陰の人なり……延光三年を以て卒す。楊氏の墓 陝州閿鄉に在り、存する所の隸碑は凡そ四にして、此の碑は乃ち其の孫の沛相統の門人の汝南の陳熾等の立つる所なり……碑 其の諸子の官秩を載すること凡そ四人なれば、而ち傳に震 五子と云ふは、誤也……」と考證・解釋を行い、最後に、碑中の文字について「梨を以て黎と爲す」（梨爲黎）と指摘している。碑の本文を著録してから、さらに「楊震碑陰」を著録し、「右 楊震碑陰、識すべき

者百九十餘人、皆な其の孫の門生也……漢碑 刑・形・邢の三字 互用すること多し、此の碑に刑升高・刑公節有り、疑ふらくは借用して邢に作るが若し、却りて又た邢伯德有り、豈に刑自ら一姓ならんや（四十五）と考證・解釋を行い、最後に、碑中の文字について「阝は即ち師字、冎は即ち胥字」（阝即師字、冎即胥字）と指摘しており、参考にする價值が高い。特に、碑を用いて史傳の誤りを證明しており、さらに深い意義を持っている。

『隸釋』の二十卷から二十七卷は、『水經注』・歐陽棐『集古錄』・歐陽棐『集古錄目』・趙明誠『金石錄』・無名氏『天下碑錄』の漢魏の碑碣に關する文字を集録している。資料集録の性質を持っており、前十九卷と参照することができらる。

『隸續』二十一卷は、『隸釋』の續編であり、形式も基本的に同じである。しかし、重要な相違點がある。それは、『隸續』卷五・卷六の碑圖、卷七の碑式である。卷五は「樊敏碑」・「柳敏碑」・「益州太守無名碑」など四十種の碑を収録し、圖はなく、簡單に説明している。例えば、「漢故冀州刺史王君之碑」について、「右王純碑、篆額二行、黑字、當穿の中に小黑紋有り、額の兩旁は椎拓せし者の去る所と爲る。其の文十三行、行三十五字」（右王純碑、篆額二行、黑字、當穿之中有小黑紋、額の兩旁爲椎拓者所去。其文十三行、行三十五字）と説明している。早期の漢碑は、大部分に「穿」、つまり碑の上部に丸い穴があった。ここから、碑が納棺の石標から記念物に變化した様子がわかり、こうした碑形の保存には當然、深い意味があることがわかる。卷六の碑圖は、著名な武梁祠の石刻である。卷七の碑式は、主に著名な漢魏の碑額と字配りを記している。例えば、「華山亭碑」は、「篆額二行、碑十六行、行三十三字、西嶽至尊平闕皇帝永思高出一字」とあり、漢魏の碑刻の狀況を考訂する上で、後世に依據を提供している。

『隸續』は、碑刻のほか、漢魏の碑文と器物の銘文を収集している。洪適は、淳熙七（一一八〇）年、この書に記し

た跋で、「凡そ漢隸の書に見えし者、碑碣二百五十八、甄文、器物款識二十二爲り。魏晉は碑十七、款識二（凡漢隸見於書者、爲碑碣二百五十八、甄文、器物款識二十二。魏晉碑十七、款識二）と述べている。残念ながら、『隸續』は散逸してしまい、今本にも缺遺が多い。

『隸釋』と『隸續』は、漢魏の碑碣を幅廣く収集し、さまざまな著録形式を用いており、漢字の變遷、石刻碑拓、漢魏の歴史を研究する上で、豊富な文獻を提供している。

本章の最初に述べた通り、宋代以前には、先人は金石文獻をときどき研究・利用しただけであり、金石文獻の幅廣い収集と系統的な研究は、明らかに宋人から始まっている。しかも優れた業績を残しており、金石學の創立に功績を立てている。

注

- (1) 凡周漢以降金石遺文・斷編殘簡、一切綴拾、研稽異同（『宋史』歐陽脩傳）。
- (2) 劉子建『歐陽脩の治學與從政』（新亞研究所、一九六三年）。
- (3) 上自周穆王以來、下更秦漢隋唐五代、外至四海九州、名山大川、窮崖絕谷、荒林破塚、神仙鬼物、詭怪所傳、莫不皆有（『集古錄目序』）。
- (4) 有卷帙次第而無時世之先後。蓋其取多而未已。故隨其所得而錄之（『集古錄目序』）。
- (5) 以謂轉寫失真、故因其石本軸而藏之（『集古錄目序』）。
- (6) 聚多而終必散（『集古錄目序』）。
- (7) 乃撮其大要、別爲錄目、因并載夫可與史傳正其闕謬者、以傳後學（『集古錄目序』）。
- (8) 列碑石所在及其名氏歲月（『錄日記』之書後）。
- (9) 集古錄既成之八年、家君命棐曰、吾集錄前世埋沒缺落之文、獨取世人無用之物而藏之者、豈徒出於嗜好之癖而以爲耳目之玩哉。其爲所得亦已多矣。故嘗序其說而刻之。又、跋於諸卷之尾者、二百九十六篇、序所謂可與史傳正其闕謬者、已粗備矣。若撮其

大要、別爲目錄、則吾未暇、然不可以缺而不備也。……於是各取其書撰之人、事迹之始終、所立之時世而著之、爲一十卷、以附於跋尾之後……。

(10) 右毛伯古敦銘。嘉祐中、原父以翰林侍讀學士出爲永興軍路安撫使。其治在長安。原父博學好古、多藏古奇器物、能讀古文銘識、考知其人事蹟。而長安秦漢故都、時時發掘所得、原父悉購而藏之。以豫方集錄古文、故每有所得、必摹其銘文以見遺。此敦原父得其蓋於扶風而有此銘……。

(11) 右終南古敦銘。大理評事蘇軾爲鳳翔府判官、得古器於終南山下。其形制與今三禮圖所畫及人家所藏古敦皆不同。初莫知爲敦也。蓋其銘有寶尊敦之文、遂以爲敦爾。

(12) 右原甫既得鼎韓城。遺餘以其銘。而太常博士楊南仲能讀古文篆籀、爲餘以今文寫之、而闕其疑者。原甫在長安所得古奇器物數十種、亦自爲先秦古器記。原甫博學、無所不通、爲餘釋其銘以今文、而與南仲時有不同、故并著一家所解、以俟博識君子。具之如左。

(13) 詩六月之卒章曰、侯誰在矣。張仲孝友。蓋周宣王時人也。距今實千九百餘年……。

(14) 然其可疑者三四。今世所有漢桓靈時碑、往往尚在、其距今未及千歲、大書深刻、而磨滅者十猶八九。此鼓按太史公年表、自宣王共和元年至今嘉祐八年、實千有九百一十四年、鼓文細而刻淺、理豈得存。此其可疑者一也。其字古而有法、其言與雅·頌同文、而詩·書所傳之外、三代文章、真蹟在者惟此而已。然自漢已來、博古好奇之士皆略而不道、此其可疑者二也。隋氏藏書最多、其志所錄秦始皇刻石·婆羅門外國書皆有、而獨無石鼓、遺近錄遠、不宜如此、此其可疑者三也……不知韋韓二君何據而知、爲文宣之鼓也。

(15) 右壑鶴銘、題云華陽真逸撰。刻於焦山之足、常爲江水所沒、好事者伺水落時、模而傳之、往往只得其數字、云「鶴壽不知其幾」而已。世以其難得、尤以爲奇。惟餘所得六百餘字、獨爲多也……。

(16) 右魏賈逵碑。魏志逵傳云、逵爲絳邑長。爲賊郭援所攻、絳人與援約不害逵乃降。而援欲以逵爲將、怒逵不肯叩頭、欲殺之。絳人乘城呼曰、負要殺我賢君、寧俱死。援義之、遂不殺。又按、裴松之注引魏略云、援捕得逵、怒不肯拜、促斬之、諸將覆護囚於靈關土窖中、守者祝公道釋其械而逸之。與魏志不同。而此碑但云爲援所執、臨以白刀、不屈而已、不載絳人約援事……自古碑碣稱述功德、常患過實、如逵與絳人德義俱隆、碑不應略而不著。頗疑陳壽作傳好奇、而所得非實也。松之又注魏書、逵年五十五、而碑云五十有四、亦當以碑爲正。

(17) 按桓帝本紀云、延熹八年正月、遣中常侍左悺之、苦縣、祠老子。至十一月、又遣中常侍管霸祠之。而此碑云、八月、夢見老子而

祠之、世言碑銘蔡邕作、今檢邕集無此文、皆不可知也。

(18) 世傳爲梁鵠書、而顏真卿又以爲鍾繇書、莫知孰是。

(19) 餘自少小、喜從當世學士大夫訪問前代金石刻詞、以廣異聞。後得歐陽文忠公集古錄、讀而覽之、以爲是正訛謬、有功於後學甚大。惜其尚有漏落、又無歲月先後之次、思欲廣而成書、以傳學者（『金石錄』序）。

(20) 右簠銘。本兩器、底·蓋皆有銘、文悉同。其一原父以遺歐陽公。案集古錄以中上一字爲張字、引詩六月篇侯誰在矣張仲孝友、曰、此周宣王時張仲器也。呂大臨考古圖以偏傍推之、其字從巨不從長、以隸字釋之、當爲鉅。鉅字雖見玉篇、然古文與隸書多不合、未知果是否。

(21) 右漢敦煌長史武斑碑。歐陽公集古錄云、漢斑碑者、蓋其字書殘滅、不復成文、其氏族·官闕·卒葬皆不可見、其可見者君諱斑爾。今以餘家所藏本考之、文字雖漫滅、然猶歷歷可辨。其額題云、漢故敦煌長史武君之碑。知其姓武而官爲敦煌長史也。碑云、君諱斑、字宣張。昔殷王武丁、克伐鬼方、元功章炳、勳藏王府、官族析分、因以爲氏。知其名字與氏族所出也。又云、永嘉元年卒。知其卒之年月也。

(22) 右爵銘。大觀中、漣之昌樂丹水岸圯、得此爵及一觚。案考工記、爵、一升。觚、三升。獻以爵而酬以觚、一獻而三酬、則一豆矣。而漢儒皆以爲爵一升、觚二升。今此二器同出、以觚量之、適容三爵、與考工記合。以此知古器不獨爲翫好、又可以決經義之疑也。

(23) 右唐褚亮碑。唐書云、亮、杭州錢塘人。而碑云、晉南遷、家于丹陽。按元和姓纂自有錢唐褚氏、與亮族系不同。唐史蓋失之。

(24) 今之方冊所傳者、已經數千萬傳之後、其去親承之道遠矣。惟有金石、所以垂不朽、今列而爲略。庶幾式瞻之道猶存焉（『通志』「金石略」序）。

(25) 朱劍心『金石學』（文物出版社、一九八一年）。

(26) 所紀自御府之外、凡三十六家所藏古器物、皆圖而錄之（『直齋書錄解題』卷八）。

(27) 凡與說文同者、訓以隸字、及加反切。其不同者、略以類例文義解于下。所從部居可別而音讀無傳者、各隨所部收之、以備考證（『考古圖釋文』小序）。

(28) 元豐後、又有文士李公麟者出。公麟字伯時、實善畫、性希古、則又取平生所得暨其聞睹者、作爲圖狀、說其所以、而名之曰考古圖……及大觀初、乃倣公麟之考古、作宣和殿博古圖。

(29) 右高九寸、深八寸九分、口徑長三寸八分、闊三寸八分、腹徑長七寸五分、闊六寸、容七升八合、重五斤有半、銘二十有二字。

周官有天地四時之職、是爲六卿。惟大司徒實掌地事、曰樂大司徒。則樂者姓氏也……。

(30) 父癸匪之銘曰爵方父癸、則爲之說曰、周之君臣、其有癸號者、惟齊之四世有癸公、癸公之子曰哀公。然則作是器也、其在哀公之時歟。故銘曰父癸者此也。夫以十干爲號、及稱父甲·父丁·父癸之類、夏商皆然、編圖者固知之矣。獨於此器表爲周物、且以爲癸公之子稱其父、其可笑一也。

(31) 周義母匪之銘曰仲姑義母作。則爲之說曰、晉文公杜祁讓偪姑而已次之。趙孟云、母義子貴、正謂杜祁、則所謂仲姑者、自名也。義母者、襄公謂杜祁也。夫周世姓女多矣、安知此爲偪姑。杜祁但讓之在上。豈可使爲母哉。旣言仲姑自名、又以爲襄公爲杜祁所作。然則爲誰之物哉。

(32) 其書、考證雖疏、而形模未失。音釋雖謬、而字畫具存。讀者尙可因其所繪以識三代鼎彝之製、款識之文、以重爲之核訂。當時衰集之功亦不可沒。

(33) 託言爲盜所殺（《宋史》王黼傳）。

(34) 以上三種銘識音並同、皆鈿紫金爲篆。博古錄云、惟正月仲春吉日者、蓋正月之吉、適得仲春之節、故謹其時而言之、猶漢麟鳳銘言秋十月也。然以愚攷之、當是王春、不必讀作仲（《歷代鐘鼎彝器款識》商鐘三）。

(35) 右銘三十有七字。博古錄以爲周器。然銘文全類商兄癸卣、殆一時器也。姑列于商彝之末……。

(36) 皆卽博古圖之文、割剝點竄、詞義往往不通……明代妄人剽博古圖而僞作更無疑義（《四庫全書總目提要》卷百十六「紹興內府古器評」）。

(37) 長脊頤官于洛、因得從之遊。嘗閱吾家所藏內府帖、且以米老跋尾辨之、惜其疎略、逐著此書。議論精確、悉有證據。

(38) 米云、晉武書當是孝武書、非也。僕按省路帖與後譙王帖、雖在疑錄、似非一家書。續帖中「炎報帖」、頗與此書法同。炎、晉武名、非孝武也……米云、梁高當是齊高、非也。此帖末云蕭衍、正梁武名。梁武廟號高祖、此書目誤以祖爲帝耳。

(39) ……若杜黃洗而揚輝以規平公、因謂之杜舉、則又見於獻酬之制、此銘一字曰舉、義有在於是歟。

(40) 今此鼎亦銘以舉、而但一字、又非可舉以獻酬之器、則此所謂舉乃人名也……以載籍考之、宋之僖公名舉、楚有大夫伍舉、下蔡有史舉、燕有唐舉。雖皆周人、然史舉賤而爲監門、唐舉微而爲相者、又皆周末人、而此鼎乃非晚周之器、今驗其銘款、若非宋僖公舉、則伍舉也。僖公微子之後、與周始終。伍舉莊共之大夫、爲楚聞臣、宜其制作傳永而不亡……。

(41) 成陽縣東南有堯母慶都墓、上有祠廟……今成陽城西二里有堯陵、陵南一里有堯母慶都陵、於城爲西南、稱曰靈臺……堯母葬于茲、欲人不知、名曰靈臺。

(42) 餘觀此書、辨析隱奧、上下千古、皆前賢所未發、後人所難及（『東觀餘論』跋）。

(43) 既法其字爲之韻、復辨其字爲之釋、使學隸者藉書以讀碑、則歷歷在目……（『隸釋』序）。

(44) 右漢故太尉楊公神道碑銘。篆額。楊公、名震、洪農華陰人……以延光三年卒。楊氏墓在陝州閿鄉、所存隸碑凡四、此碑乃其孫

沛相統之門人汝南陳熾等所立……碑載其諸子官秩凡四人、而傳云震五子、誤也……。

(45) 右楊震碑陰、可識者百九十餘人、皆其孫之門生也……漢碑刑・形・邢三字多互用、此碑有刑升高・刑公節、疑若借用作邢、却又

有邢伯德、豈刑自一姓乎。

(補注一) 張敞の行った論考は『漢書』卷二十五下 郊祀志下に、顔之推の校書は『顔氏家訓』書證篇に収録されている。また韓愈と韋應物はともに「石鼓歌」と題する詩（『全唐文』所收）を作成している。

(補注二) 實際には、卷四と卷五は、「僞周・唐」となっている。

(補注三) 鄭樵については、原著に章が立てられている。「編譯『中國歷史文獻學史述要』——鄭樵の文獻學における業績——」（『大東文化大學漢學會誌』第五十七號、二〇一八年）を参照。